

資料8 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会

第27回ガスシステム改革小委員会（2016年1月16日）議事録より

まず一つ、大きくくくりとして1番目、これは論点1の小売全面自由化の施行期日等についてということと、それから論点2. 託送供給料金の審査のあり方について。これを一くくりにしてまず1番目に議論をする。

それから2番目が、論点3. 事業報酬について、それから論点4の小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度について、それから論点5. 現行の供給約款と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法について。これを2番目としてまとめて議論をお願いしたいというふうに思います。

それでは早速でございますけれども、まず1番目の論点1. 小売全面自由化の施行期日等について及び論点2. 託送供給料金の審査のあり方について。これについて委員の皆様からご質問、ご意見をお願いしたいというふうに思います。いかがでございましょう。

ほぼ同時ですけれども、じゃ、柏木委員、草薙委員の順で。

○柏木委員

どうもありがとうございます。論点1に関しては、今、ガス会社並びに電力会社の皆様方がおっしゃられたように、なるべく早く同じ条件で競争の源に入っていくということに関しては異論がなくて、早くやはり、これは政令できると思いますので、いち早く意思決定をこの委員会としてもやるべきだと思います。ですから、結論としては来年の4月をめどに、できる限りガス事業者の皆さんにも間に合うような形でやっていただくということが重要なのではないかと思っております。

それから2つ目の託送供給料金の審査のあり方、これは前回も申し上げましたけれども、物理的、あるいは現状と理想との間のアリズムがどうあるべきかと考えたときに、ヤードスティックというのは決して甘い話でもないですし、さらに前回に比べてこの5つの条件にプラスまた2つの、ある意味じや厳しいといつても過言ではないようなものを出してきて、これで適切な託送料金の査定を行っていくということに関しては、本質的には賛成だと思っております。

それで、一つだけ慎重を要したほうがいいんじゃないかなと思って聞いておりましたが、この11ページの④の実績コストの5%カットを限度とした激変緩和措置を見直すということです。これをプラス3%、計8%を限度とすると。これは、異論はそれほどないのですが、電力の小売料金審査及び託送供給料金審査を参考にして8%と言っておられるわけで、電力の場合には大手10社の平均という、乖離度というか、8%ぐらいの、ヤードスティックでしても8%ぐらいのカットに相当するんじやないかと、最大。こういうことだと理解をしますが、ガスの場合には、大手の場合には8%カットぐらいでいいけるんじやないかと。やってみないとこれわかりませんから。

ただ、中小が、200者程度あるが、一律に電力が大手として8%カットを適用したものと、ガスのように比較的規模の大きなところがほんの一握りで限られていて、あと非常に小さな事業者がたくさん林立しているという条件で8%カットするというのは、比較的、中小にとっては厳しい話じゃないかというふうに思いますので、こちら辺のパーセンテージに関してはきっちりした論理武装をした上で最終的に決定していただければと思います。これで確かにこうだという理論的なものがあれば、それに対して何も文句を言うものではありませんが、慎重性を要するんじゃないかと、こう思った次第です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

なお、時間の関係もございますので、事務局からのご対応につきましては、ある程度まとめた形でやらせていただきます。

じゃ、草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。まず小売全面自由化の施行期日につきましては、私も平成29年4月1日に賛成いたします。既にこの全面自由化の日付を前提とした営業をしているというようなこともあろうかと認識しておりますし、今になって期日をおくらせるというのは国民の間で混乱を招くというふうにも考えます。

それから、②の託送供給料金の審査のあり方のほうなんですかけれども、資料の8ページの前回のご指摘事項の①で、大手都市ガス会社についてのみ全ての費目について個別に審査することはできないのかということについての、上側のポツなんですかけれども、行政手続法の規定に基づいて、審査基準（審査要領）を定めるということで、その審査基準は全ての一般ガス事業者にとって公平なものとする必要があるということなんですかけれども、行政手続法によりますと、この審査については、標準処理期間を定めるように努力する必要が規定されているところであります。電力の場合よりも審査する数が多いとはいえ、標準処理期間を短くできるならそれに越したことはないというふうに思います。4ヶ月といった期間が設定できるかといったところは確認したいところであります。

以上です。

○山内委員長

次に大石委員、どうぞご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。小売全面自由化の期日につきましては、今お二人の先生からご意見ありましたように、間に合うということであれば、来年の4月ということで実施していただくということでおろしいのではないかと思います。

ただし、この期日は託送供給料金の審査との関係もありますので、一概に4月1日でいいかというと、本当にここで決めてしまっていいのか迷うところです。今回事務局からご提案いただきました託送供給料金の審査のあり方は、前回に比べますと、確かにかなり厳しいものとなっておりまして、その点は評価できると思っております。

けれども、そもそもヤードスティック方式というのは、基本的にまずは個別審査をし、その後にグループ分けをして公平性を期したはずです。それに対して、今回は個別審査の前にグレーピングをするということで、やはり私は公平性の面で問題があるのではないかなと思っております。ですので、個別審査に時間がかかるということですと4月1日は難しいのかなと考えます。

それから、さきほどヤードスティック方式が必要な理由として挙げられていた事業者の公平性という面ですが、全ての事業者の託送料金を審査する、これはもちろん行わなければなりませんと思います。が、その時間的な順番というのは考えるべきではないかと思います。全ての事業者を一度には審査できませんから、必ず早い時期、または遅い時期での審査、と時間的な前後はどうしても出てしまいます。託送料金は料金計算の基本ですので、小売事業者、さらには消費者への影響の大きい大規模事業者の託送料金から優先的に行っていくということは必要ではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

それじゃ、松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

まず期日については4月1日に反対する理由など何一つないのでこれでいいと思いますが、それに関して東京電力が気になることをおっしゃった。セット販売で自分たちができないことをガス事業者がやる、この状況を一刻も早く変えてほしいという要望。これは正しいと思うのですが、電力市場で他の事業者が制度上できないような売り方を都市ガス事業者がするのは、そもそも問題があると思います。仮に1年だったとしても。

ガス事業者のほうも、規制に守られた独占の結果として、自分たちはできるけど他の事業者はできないという売り方は本来してはいけないと思いますので、そもそもそのような誤認を受けないように、電気の売り方についてもきちんと考えていただきたい。ただ、これはガスの審議会で言うことではないのかもしれません。

次に4月1日に関しては、賛成はしますが、この後これを口実にして料金審査、託送料金審査をいい加減なものにするのを正当化しないでいただきたい。これに関しては前回確認したとおり、4月1日を9月1日にしようが、10月1日にしようが、全然きっちり見るのは無理という事務局の回答、今の法律の範囲で目いっぱい遅らせたとしたってリアリティーがないという主張だったと思いますから、4月1日にした結果として、この後、託送料金の審査がいい加減になっているという因果関係で考えるのは絶対にやめていただきたい。2つは無関係な問題のはずです。

今回の査定に関する提案は、前の提案がガス会社に対して余りにも甘過ぎるのではないかという懸念に対しては、妥当な水準かどうかは別として、一定程度は答えるものが出てきたのかもしれません。しかし依然として不透明だという点についてはほとんど何も改善していない。当然に審査すれば託送料金にほとんど入れられないであろう費用を最初から外すという要素を少し入れただけ。

水準については相当厳しいものになっているというご発言があったわけですが、それは一体どういう根拠で言っているのか。ちゃんと調べた結果として、確かに十分厳しいものでしたということは後からわかるかもしれない。しかしちゃんと査定しないで、調べもしないでそんなことがわかるのか。前回の案ではスラックが実は1万ぐらいあるというところを、前回の提案から少し進歩して9,900までスラックを減らしたという程度のわずかな改善なのか。あるいは200あったスラックを100まで半分に減らしたというような大きな前進のある提案なのか、何で個別の費目をちゃんと調べてもみないで言えるのか、全くわからない。

電力の査定に関して言えば、例えば本来ならまともに調達すれば100ぐらいで調達できるようなものが、300だとか400だとかのコストで調達されていたやられていたものもあった。ガス事業者の調達は、そういうものだらけだったということだったとすれば、こんなもので全然足りないということになる。しかし電力だってすべての調達でそれほどに明確に非効率だったとまでは言えなかつた。しかしそれは調べてみればそうだったということ。ガスも同様に極端な非効率性がなければ、今回の事務局提案の程度で相当な厳しいものになっているのかもしれない。でもいざれにせよ個別のことときちんと調べないと言っているのに、何でこれで十分厳しいなどという安直なことが言えるのか。その委員の水準感の根拠が全くわかりません。

次に、ネットワークに本来、帰属すべきコストなのかどうかという不透明性についてはほとんど進歩していない。これに関しては、ヤードスティック規制というのは十分に厳しい規制だという発言もありましたが、一体どういう根拠で言っているのでしょうか。本来ネットワークに入れてはいけないコストを全ての会社が入れてきたら、ヤードスティックでは全然査定できないじ

やないですか。だから、これで個別に見ないと整理して、どうして透明性だとかというのが確保できているのか全くわからない。

またしても6割のコストというのを個別査定でカバーすると言ったけれども、割合の議論がまったく無意味であることは既に前回指摘した。販管費だとか、人件費だとかいうので、いろんな形で紛れ込んでこないかというのをきちんと見なければいけないところは軒並みヤードスティックだけでやられているので、そこに本来ネットワークに入れてはいけないコストが軒並み乗つかってきたら全然査定できないじゃないかという点については、何も解決していない。したがって私は今回の提案にはやはり依然として反対です。

しかし、あれだけ言ったにもかかわらず、その点について、事務局案はゼロ回答。あくまで前回と同じ発想で出してきた。スクリーニングという案も否定した。そのスクリーニングの否定の論理も、私には全く理解できない。例えば労務コストのようなもの、単価のようなものでスクリーニングしたらどうですかと言ったら、1人の人が導管とそれから小売の両方をやっているとかというようなときに調べられないなんていうことを言うわけですが、全くわかりません。

どうしてかというと、そのときに導管へのコストというのは4割です、小売が6割ですと労務単価を掛けて計算するわけですよね。だからこの4割、6割ということについて言ったのではなく、まず労務単価のところでスクリーニングしたらどうですかということですから、あの理屈で、何でそれができないことになるのか全くわからない。

大きなところだって同じです。単価があったとしても人数もあるわけで、人数が物すごく多過ぎるとかいうようなことをしていれば確かに問題なのかもしれない。単価の水準が低くたつて問題あるかもしれないというのは確かにそうかもしれない。しかしそれを全部見ていくというのがアリアリティーがないということだから、次善の策としてそういうわかりやすいスクリーニング指標を提案した。

しかも労務単価だけ提案したのではない。役員報酬だとか、役員の数だとか、あるいはテレビCMのような類いのコストだとかいうようなこと、いろんな指標を出したつもりです。それらによってスクリーニングというのはできないという理屈は、まだ全くわかりません。

これだけ固く断固として拒否という事務局案が出てきたわけですから、どんなに言ってもひっくり返らないということが仮にあったとして、もしこのまま強行するということがあったとしても、この点だけは絶対に確認していただきたい。ネットワーク部門に配賦するコストというのと、小売部門に配賦するコストというのに関しては、不透明性がまだ相當に残っていると。残っているけれどもアリアリティーという観点からやむを得ないので見切り発車したと。これ仮と呼ぶのか、正しいコストとして一旦認めるのかというの別として、まだ不透明性が残っている。少

なくとも電気の託送料金に比べても相當に不透明性が残っているということはきちんと確認すべきだと思います。ヤードスティックで十分透明になったなどというようないい加減なロジックで、そのような形でこんないい加減な査定で、十分透明なコストとお墨つきを与えるなどというのは全く問題外だと思います。

それから最後に、もし仮にこのようなやり方を強行するとするならば、最後に出てきたときには、査定はしないとしても、単価だとかいうのがわかるような形で事業者には出していただきたい。電気事業者は当然そういう格好で出しているわけで、労務費であれば、労務単価×人数という格好で出てきているわけですから、あるいは役員報酬などなら、役員報酬×人数という格好で出てきているわけですから、そういうような形で単価がちゃんとわかるように出していただきたい、査定するかどうかは別として。

そのときに私たちは、しでかしてしまったことというのをみんなが、国民が知ることになる。電力に比べて著しく高い単価で出してきたということになれば、どんな理由をつけたとしても、この査定がいかに甘かったかということが国民に明らかになる。

そのような批判を受けないために、ガス会社が自主的に実際に幾ら払うかというのは全く別の問題で、単に料金上乗せる単価のことだけを言っているわけですが、その単価を、こう言っておけば、十分下げて合理的な託送料金を出すインセンティブが働くかもしれない。

でも、もしそれすらできないというようなことで、事後的に見てどんなひどいことをしてしまったのかという確認もできないようないい加減な申請というのが出てくるとすれば、消費者は、あるいは国民は、今回の決定でどんなひどいことをしてしまったのかということを思い知ることになると思います。確実にそれがわかるような形で出させるように、査定するかどうかは別として、そのことが後から検証できるような形で出せるようにぜひお願いします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ、二村委員にもご発言いただいて、一旦ここで切って、事務局からのご回答ということにしたいと思います。

どうぞ、二村委員。

○二村委員

ありがとうございます。まず施行期日についてですが、やはり消費者の立場からしますと、わかりやすさ、それから実際に切りかえを行うタイミングとして、4月というのは自然な日程なのかなと思います。既存事業者の皆様は準備が大変かとは思いますが、期限を決めて、混乱が起

きないようにしっかりと対応していただきたいと思います。それから新規事業者の方も含めて、消費者に混乱や誤解がないような正確な説明、それから情報提供をお願いしたいと思います。

ただ、私もこの点については松村先生と同様で、この期日が決まったのでほかのことが決まっていくというのはちょっと本末転倒かと思いますので、その点については今後の議論の中で確認をしていただきたいと思います。

それから託送料の審査方法の点ですけれども、前回の委員会で、競争の中立性の確保ですか、導管部門の効率性の向上のために、託送料金の審査は厳しく、個別審査を行うべきだということを申し上げています。今回のご提案では、効率化をして料金を下げるという効果については、ある程度あるのかなと評価をしておりますが、やはり透明性を高めるという点については不十分だと思います。時間が限られるという点は理解はしておりますけれども、ぜひこの点についてはご検討をいただきたいと思います。

2点ございまして、1つはヤードスティックの査定を、比較査定対象の費目を全てまとめて行うのではなく、主要なものについては費目別に、原則的にはそれぞれ費目別に行うべきだと思っているのですが、それが無理なのだとすれば、幾つか費目別に比較査定を行うということが必要ではないかと思います。

それから2点目は、やはり託送料金原価の個別の費目、それぞれの金額ですとか、それから個別の費用ごとの単価について、この1回だけ、1回目に簡易に審査をする場合については、情報開示をしていただきたいと思います。

資料については情報開示ということですので、経済産業省のホームページなどに掲載をしていただいて、審査の専門会合で個別に査定はされなくとも、第三者が本当に妥当なのか検証できるような状態にすべきだと思います。

消費者のほうからいいますと、料金が下がることはもちろん大切なんですけれども、何でもよいので料金を下げるというわけではなくて、効率化すべきところをしっかりと効率化する、それから必要なところにはきちんとコストをかける。その上で、かかっているコストが、小売側、導管側、どちらにかかっているのかということをきちんとわかるようにしていただくということが重要だと思いますので、この情報について個別にきちんと開示をしていただきたいと思います。

特に託送料金原価となる導管部門と全体の個別費目のバランスというのが見えるということが多分重要だと思います。時間の制約で査定を簡易にするということであれば、特別な方式ということになるのかもしれません、今回に限って逆に透明性を高めるということをしていただかないとい、消費者あるいは新規参入者の納得は得られないのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。

失礼しました。東京電力の佐藤執行役員から挙がっていました。どうぞ。

○佐藤オブザーバー

私どものほうから、託送料金の査定の件について一言ご意見を申し上げたいと思います。

前回の本小委員会においても、電力の託送料金と同様の個別査定の実施を要望させていただきました。私ども新規参入者といたしましては、低廉な託送料金を実現するためには厳格な査定の実施が極めて重要と考えております。今もその思いに変わりはございません。

一方で、今回、対象事業者が多く、小売自由化まで時間が限られる中、託送料金の透明性や適正性を確保する案として今回の案がご提案されたものと理解しております、その趣旨に鑑みましても、私どもといたしましては今回の手法はあくまで次善の策と、暫定的な措置と理解しております、将来的には個別査定の実施についてはぜひ引き続きご検討を賜りたいと思います。

よろしくお願ひします。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは事務局からコメントについてご回答をお願いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。まず柏木委員からのご指摘の点でございますが、電力と異なりまして、中小、中堅事業者が多いというところはご指摘のとおりでございます。一方で、例えば8%の上限を大手のみにしまして、中堅事業者については5%とするなどといった措置をとると、全体の審査の公平性を失うことになるのではないかと考えます。よって、全体の妥当な水準として、8%のコストカットの上限をご提案させていただいております。

続きまして、草薙委員からご指摘のあった標準処理期間でございますが、電気は4ヶ月としております。ガスについても、こちらを参考に今後検討していきたいと考えています。ありがとうございました。

続きまして大石委員からのご指摘の点でございます。ヤードスティックは本来、個別審査を行ってから行うべきものではないかという点ですけれども、我々の参考とさせていただいている鉄道のヤードスティックについては、個別審査を行わずにヤードスティックの方式で全体のコストの低廉化を図っているという状況でございます。今回のご提案させていただいたいる案はこちらを参考にしていまして、これと比較しても遜色のない制度になっていると考えております。

続きまして松村委員からのご指摘の点でございます。本来ネットワーク部門に入れるべきで

ないコストが入り込むことは防ぐべきという点は、我々も全く同様に考えております。今回の措置の②を追加したのは、そういう趣旨でございます。

加えて、ご指摘のありました広告宣伝費については、確認をいたしましたが、もともと託送供給料金に含まれていないという状況でございます。今後もそこは変わらないと考えています。

継続的に経営効率化を促す仕組みを導入すべきというご指摘もいただいております。特に委託作業費については、個別に厳格に査定すべきであるという点ですけれども、対象事業者については引き続き検討したいと考えますが、設備投資などの調達について一層の効率化を促すために、事業者に対しては、託送料金の事前認可申請時に競争発注比率の目標を表明していただくことを求める方向で、今後詳細を詰めていきたいと考えております。

それから二村委員、松村委員から、費目ごとの申請原価の公表、特に労務費については労務単価の公表についてご指摘をいただいています。今般の託送料金の事前認可申請については、減価償却費などの費目は個別に審査を行うことになりますので、こうした個別審査の対象費目については申請原価が公表されることとなります。

他方で、ヤードスティック方式による審査の対象となる費目については、国による監査を受けた過去の託送収支計算書から必要な費用を導き出していくことになりますが、これを導き出すに当たっては、導管部門に係る費用をまとめて抽出していくこととなるため、こうした費目については、申請原価を費目ごとに公表することは難しいと思います。しかしながら、費用を抽出していくもとなる託送収支計算書については、既に費目ごとに中身が公表されております。小売全面自由化後も託送収支計算書は公表されることになります。導管部門について、どれだけのコストがかかっているかについては、皆様にも確認いただけこととなると考えています。

加えまして、特に皆様のご関心の高い、原価に織り込まれている労務費単価につきましては、情報公開をさせる方向で検討しております。労務単価を導き出す計算方法などの詳細については、今後詰めていきたいと考えております。

それから二村委員からご指摘のありましたヤードスティックにつきまして、もう少し詳細に費目のグルーピングをしながらヤードスティックの審査をすることができないかというご指摘をいただいております。こちらについては、各事業者の効率化の状況というのもまちまちになっております。そういう意味では、例えば労務費を下げてアウトソーシングを活用するといったような事業者もございます。その場合は、労務費が下がって委託作業費が上がるといったような状況がその者については生ずるわけでございます。仮に委託作業費のみを取り出してヤードスティック審査を行った場合には、こうした効率化努力にかかわらず委託作業費がカットされるといった状況も生じ得るというふうに考えます。そこからしますと、グループ化するのではなく、全体と

してのヤードスティック方式で行うべきではないかというのが我々の検討結果でございます。

鉄道事業につきましても確認をさせていただきましたが、鉄道事業については線路部門、車両部門、駅務部門など、それぞれの部門についてヤードスティック方式が採用されております。これを踏まえまして、託送料金の審査につきましては、導管部門に係るヤードスティック方式を採用することとしております。鉄道事業においても費目ごとといったきめ細かいヤードスティック方式を採用しているわけではないということでございます。ご指摘のような方法は採用するには難しいかと考えております。

事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、松村委員、どうぞ。

○松村委員

労務単価が公表されるということをはっきり言つていただいた。今伺った話ではポジティブな面というのはそれだけ。他は申しわけないですけど全くわかりません。

まず、広告費のようなものは一切入っていないというのは一体誰が言っているのですか。もし本当にそんなことがわかるぐらい高い能力が経産省側にあるなら、査定だって簡単にできるでしょう。今の段階でろくに調べてもみないで、そんなものは入っていないってどうして断言できるのですか。もう一回言いますよ、委託費だとか人件費だとか販管費だとか、そういうところに紛れ込んでいろんなコストが入っていませんかという点に関して、何で調べてみないで本当にわかるのですか。

例えば電気についていえば、中国電力の場合には駅伝のコストが一旦紛れ込んでいた。だけどこれは当然、査定の段階で除かれた。もともと入れてはいけないコストだったからそうだったわけですけれども、そういうような類いのコスト、例えば野球部のコスト、導管部門所属の部員の人件費が、実際には勤務時間の半分は他の目的に使われているのにその人件費が全額導管費用に入っていないなどというのがそんなに完全にわかるのだったら、本格査定だって簡単にできるのではないかですか。

そういうことをちゃんと調べないとわからないと言つてはいるのに、入っていないって簡単に断言できるのは一体どういう根拠ですか。ルールからそうなっているだとか、あるいはガス会社がそう言つているということではないでしょうね。ルールでは入っていないことになっているということだから調べなくてもいいという理屈だとすれば、ルールは完全に守られているのが調べるまでもなく確実な業界なら、フルに査定したって簡単に査定できるじゃないですか。実際には

そういうことは相当ちゃんと調べないとわからないから、だから査定が相当大変で、だからアリティーがないという話になっているのではないでしょうか。いい加減な回答をする前にちゃんと考えていただきたい。

それから、鉄道についてまた出てきましたが、鉄道というのは小売料金の査定をしているのではないか。先ほどからずっと問題になっているのは、ネットワーク部門に配賦されるべきなのか、小売部門に配賦されるべきなのかの透明性という話をしているわけですね。鉄道の場合には、その2つどっちにつけられたって最終的なコストは変わりません。コストの配賦に関しては、調べる必要がない産業。典型的にそういう産業なわけですよね。鉄道でそうやっているから問題ないって、一体どういう理屈ですか。

それから鉄道に関しては、既にご存じだと思いますが、電力料金の査定時に明らかにされた通り、労務単価は他の公益事業を参照にする算式になっていたのですが、それを大きく引き上げたのはガス事業の単価で、大きく引き下げたのは鉄道事業の労務単価だった。スクリーニングの一つの例として労務単価を見たらと提案したわけですが、労務単価で判断すれば、鉄道は、大半は今のヤードスティックでいいという格好になると思います。そのような客観的な指標でみても効率化が進んでいる鉄道と比べて、同じ方式だからいいなどというような理屈は、私は到底認められないと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご発言ございますか。

どうぞ二村委員。

○二村委員

意見というか質問なんですが、先ほど託送収支計算書については公表されているというお話をいたんですが、私が不勉強で、どのように公表されているかについて教えていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

そのほかのご発言いかがですか。

どうぞ。

○松村委員

今の点ですが、ごらんになればわかると思いますが、恐らく二村委員が求めているような情

報はほとんど何も入っていないと思います。とても大ざっぱなもの。公表状況の問題だけではなくて、情報量についてもきっと満足されないと思います。一度見られればいいかと思います。

○山内委員長

じゃ、石油連盟、どうぞ。

○奥田オブザーバー

ありがとうございます。託送供給料金の話ですけれども、来年4月1日施行という時間的制約があることはよく理解いたしますし、大変な作業があると思うのですけれども、やはり公正な競争環境を整備するという観点からも、先ほど東京電力さんからもお話をありましたように、厳格なる査定が必要だと思います。その意味では今回の手法は暫定的な手法だと理解をしたいと思っております。

また、審査のあり方そのものではないのですけれども、先ほど来、査定に当たっての情報開示の話がいろいろ出ていました。そのとおりだと思いますが、それに加えまして、法的分離を実施するまでの間は、第三者から見ても公平性が確保される方法として、託送料金そのものについても、例えば請求書等に託送料金相当額を明示するという形での仕組みの導入などをしていただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○山内委員長

そのほかにご意見はいかがですか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。まず施行期日については、ほかの委員の方と同様、来年4月1日に賛同いたします。やはり施行日が決まっておりませんと、なかなかツメの議論が進まないのではないかと推察いたしますので、ここで決めておくことが重要と思います。

査定についてですが、いろいろご議論がありますが、私は前回と比べますと、外から見ていてもわかりやすくなり、複雑さが少し減ったように思います。

ただ、一方で、グループ分けをした際に各企業がグループ内でどのようなばらつきになっているかについては、先ほどからおっしゃっている託送収支計算書だけでは、わかりにくいというのも事実で、それを調べるには、外部者にとっては相当程度の努力が必要となってしまいます。

そこで、これはお願いですが、料金査定の後の情報開示の話が幾つかございましたが、個別社名ということではなくて、各グループにおいてどのようなバラツキ形態だったのか、どんなことが言えるのかということについて何等かの情報開示はできないでしょうか。今回の査定方法は

緊急措置という側面もあるかと思いますので、それを次の査定に生かすためのプロセスとして情報開示について、情報開示の形も含めてご検討いただければと思います。

1点だけ質問があります。12ページ目の今回のご提案、7つあるご提案の中の最後の②の事後規制の強化にある、③についてですが、「想定単価と実績単価の乖離率が一定の比率を超える場合においても」という記載がありますが、この一定の比率とは何かについて教えてください。

以上です。

○山内委員長

そのほかにご発言ご希望の方いらっしゃいますか。

それじゃ事務局のほうから今のところを。

○藤本ガス市場整備課長

まずネットワーク費用でない費用が、小売に計上すべき費用がまざることをいかに排除できていると確認できるのかという点でございますが、この点につきましては、事後的になりますけれども、国は監査により確認をしているという状況でございます。加えまして、ご指摘も踏まえまして、入れてはいけない費用が入ってこない仕組みについては引き続き考えたいと思います。

鉄道につきましては、ご批判いただきましたけれども、小売料金、接続料金という違いはあります、規制料金の審査をどう行うかという点については、鉄道についてもしっかりと仕組みがとられているものというふうに考えてます。ヤードスティック、比較審査については、きちんとした審査には当たらないというご批判は、これは当たらないのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、託送収支計算書による情報開示の状況ですけれども、費目ごとに開示がなされています。労務費、諸経費、修繕費、消耗品費、賃借料、租税課金、固定資産除却費、その他経費、減価償却費、一般管理費、こちらは人事関連、土地建物関連、宣伝広告関連等々に分かれています。こうした形で開示はなされておりまして、こちらについては先生方にもご確認いただければというふうに考えます。

それから、引頭委員からいただきました乖離率、一定の比率につきましては、電力については5%という数字を基準にしております。ガスについてはこちらを参考に今後検討していくたいと考えます。

ありがとうございます。

○山内委員長

それではそのほかにご発言ございますか。

そこでちょっと委員の皆さんに伺いたいんですけど、この査定方法についてはかなり論点が

分かれていると思うんですけども、松村委員は先ほどこのままでご反対だと、こういうふうにはつきりおっしゃいましたが、ほかの方、大石委員と二村委員はご発言いただきました。あるいは柏木委員はこれでよいというお話をいただきました。まだ発言いただいている方については、どういうお考えなのかというのを、追加的なご発言ありますか。

樋口委員、どうぞ。

○樋口委員

ありがとうございます。前回からいろいろと議論している中で、今回いろいろご提案いただいたということで、基本的には前進していい方向に向いているというふうに思っております。

1点、気になりますのは、今回いろんなご提案をいただいて、特に事前認可申請時に超過利潤累積額を原価から控除する、チャレンジということで、ご提案をいただいております。非常にチャレンジングで、低廉化に資することと思うんですが、1点、これを同様に、全面自由化後も同じようにやっていくというご提案もあわせていただいておりますが、この超過利潤というのをどういうふうに評価するかというのも一つポイントになってくるかと思います。

実際には導管を延伸していくという中で、今、実際には冒頭に3ガス会社の皆様からお話をあったように、非常に経営を気にしながら、効率化を求めながら延伸していく中で、今回、導管だけ分離されてこのような形で議論になっておりますが、いかに経営に効率的にこういった導管の延伸、設備投資がされて、それがこの超過利潤に値するのかというところの見極めが必要なんじゃないかと思う次第でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほか、草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。先ほど、前回の小委よりもわかりやすくなった、シンプルになったというご意見がありますけれども、私の感想としては、より事業者側に、審査を受ける事業者側に厳しくなったということではないかと思います。資料の10ページから、ずっとこの託送供給料金の一層の低廉化を図るために追加的に講ずる措置というものが出ておりますけれども、いずれも事業者にとって厳しい内容であると。これによってかなり託送供給料金は下がるのではないかというふうに考えます。

1点申し上げるならば、まだまだ設計が甘いかもしれないということでありまして、例えば事後規制の強化ということで、先ほどありましたけれども、変更命令の発動といったことであります。31ページをごらんいただきますと、値下げの届け出をしない事業者に対して、最終的には行

政指導では効かないという場合に、変更認可申請命令の発動というスキームになってございます。

31ページの一番右下のところでありますけれども、届け出を命じるのではなくて、変更認可申請を命じるというスキームは非常に特徴的であります。

しかしながら、この命令に従わなかつた場合どうなるのかといったことについては、具体的にご説明があつてしかるべきというふうに考えます。基本的にヤードスティックのほうに私は賛成いたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

橋川委員どうぞ。

○橋川委員

結論から言いますとわかりません、私は。こういう手を挙げていない人を指すというやり方自体にちょっと疑問を感じるところがあるんですけれども。我々、有識者としてここに呼ばれているんですが、有識者ということは特定の専門分野に詳しいと。ということは専門ばかりだということですよね。専門じゃないことについては無識者なわけです、相対的に言うと。その無識の部分について、あたかも何でもわかるかのようにしゃべること自体が、私はどうも抵抗感があります。率直に言いまして、この分野は電力の託送の審査にかかる人とかかわっていない人の間の情報のギャップが余りにも大きくて、どう判断していいかわからないと。

ただ、もし、そのところがわからないくせにお前委員やっているんならだめだと、ほかの部分でわかるところだけどんどんしゃべっているつもりですけど、言われるならすぐ首切ってください。もしそうでなくて、それでもそれに対してこの議論を聞きながら次に私がやるやり方は、この分野で一番詳しそうな人で自分が信頼できる人の意見を参考にするというのが次のやり方で、この件に関しては、私は松村委員を信用しています。

したがって、この案について賛成はできないなということはどうも確かなんですが、反対できるかというとそこまでの確信がないというのが私の率直なところで、結論からいくと保留みたいな形になるかと思います。発言させられること自体がやや不本意です。

○山内委員長

大変失礼いたしました。

それでは深山委員、どうぞ。

○深山委員

今の橋川先生のご発言の後ですので、識者として発言をするわけではないということを一応

お断りさせていただいて、そうは言いましても一応、審議会の委員の一員として感想めいたものですが申し上げたいと思います。

これまでの批判的な発言も含めて、きっちと料金査定をもっとすべきだというのはごもっともだと思いますが、ただ、1番目の施行期日を4月1日ということについて異論のないところだとすると、現実的にどこまでできるかというのも皆さん意識をされているんだと思います。

そういう意味で、なお残された時間で、前回より今回は少し比較すればよくなつたとすれば、さらによりよくする検討は事務局のほうでお願いしたい、そういう審査方法を模索していただきたいと思います。

他方で、先ほど引頭さんもおっしゃっていますけれども、一度決めたらこれで終わりということではなくて、今後の見直しであったり、場合によっては先ほどの変更命令みたいなことにもつながるかもしれません、今後のためにきっちと情報は収集するべきと考えます。松村先生もおっしゃっていましたが、査定をするかどうかはともかく、情報はきっちと収集をし、後日、検証できるようにすべきというのもそのとおりだと思いますが、そういう形ができるところまでの客観的な情報を集め、施行期日までに間に合わない作業が残ったとしても、それは今後の見直しの場で生かしていく。

あるいは既に出ましたけれども、集めた情報を開示していくということももちろん大事なんだろうと思います。いずれにしても完璧なものをこの施行期日までにつくるということは無理でしょうから、そういう意味では今できることを与えられた期間内でやって、いわば未検討、あるいは検討不十分なところは次の一定の期間後の見直し時期につなげていくということが必要なんだろうと、それが現実的な選択肢なんだろうというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

今、橋川委員のご発言がありますので、無理にと申しません。もしもあればご発言いただければ。

どうぞ松村委員。

○松村委員

もう何回も何回もしつこく申しわけありません。今までリアリティーということで、このやり方、やむを得ないのではないかというご発言を聞き、それは一応は理解はした。しかし、私、途中で言ったつもりですが、電気に比べて透明性は著しく劣っている。このヤードスティックでやっただけでは劣っていて、事務局の資料だって個別査定をやるのが本来なのだけれど、

ということは最初にあったはずです。

したがって、これは電気に比べても透明性の低い制度で、リアリティーという観点からこれで始めざるを得ないということの認識をきちんと持つべきだ、ということを言ったつもりだったのです。これに関して、むしろこれで、ヤードスティックで十分透明なものができた、電気と遜色はないと思っておられる委員がいればご発言いただきたい。

先ほどの課長の発言で、これだって十分立派な査定だという発言があったわけですけれども、到底許容できない。仮にこのやり方を認めるようなことがあったとしても、セカンドベスト。本当に望ましいものではないかもしれないけど、リアリティーの観点からしょうがないと位置づけるのと、これだって十分立派な査定だと考えるのでは大分意味が違う。この点について、もし特段の意見が委員にあったらぜひご発言をいただきたい。

○池田委員

前回、公正な競争環境を整備するという観点から、本来ネットワーク側の費用に入れてはいけないもの、導管と小売とはしっかり費用を分けていただきたいと発言させていただきました。今回の審査だけという追加的な措置を5つ挙げていただいているけれども、小売か導管なのか、振り分けが難しいものは保守的に小売側に寄せて除きますという形で、ネットワーク側に入らないようにルールを明らかにしていただいたのかなというふうに今回の事務局提案を理解しました。

松村先生にお伺いしたいのですが、今回限りということで、本来ネットワーク側のコストと見てはいけないものについて、ネットワーク側のコストに入り込まないように保守的なルールにしたというふうに私は理解したのですが、これはまだ甘いものであるということでしょうか。

○松村委員

大変申しわけありませんが、私の意見は違います。相当典型的なものについて、前に比べればそちらに寄ったということだと思いますが、まだあやしいものに関して決して保守的になどなっていません。販管費そのほかのところでもまだ問題はいっぱい残っていると思います。

○山内委員長

どうぞ、引頭委員。

○引頭委員

ありがとうございます。先ほど申し上げたように、私自身は今回のアプローチについては、緊急的措置といいますか、時間の制約があるなかで致し方ないというふうに理解しております。ですので、気持ちとしては先ほど松村委員がご指摘されたのと同じです。

ただ、もしこのやり方で致し方ないとして認めたとしても、先ほどから申し上げているように、情報開示をきちんと行わない限り、次に繋がらないと思います。先ほどの藤本課長様からの

ご説明ですと、開示については、託送料金計算収支がすでに公表されているではないか、ということでしたが、私が開示してほしいと申し上げたのは、その結果ではなく、査定のプロセスという意味でございます。

つまり、査定がどのような査定だったのか、申請どおりだったところがどれぐらいあったのか、コストについて大きく切り込まれたところがどのくらいあり、またどのくらいのコストが認められなかつたのか。ご説明では事例もいくつかございました。事後的にいいのでその様子を教えていただきたいと思います。労務単価にどのようなものが入っているのかなどもあるかと思います。

こうした査定結果およびプロセス等が開示されることによって、今回の査定ではできないかも知れないけれども、そこで出た結果がおのずとその次の料金の査定の際に生きてくるのではないかと思います。繰り返しですが、個別社名を公開してくれとは申しませんが、どういう査定プロセスだったのか、やり方ではなく中身について、少なくとも国民に対してはこうした情報をやはり残しておくべきではないかと思います。そういう意味でのプロセスの中身についての情報開示を行政にしてほしいと、そういう意味でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

以上で、事務局のお立場としてはどうでしょうか。

○藤本ガス市場整備課長

まず情報開示についてお話をさせていただきます。今回の申請は、過去の託送収支計算書に基づいて申請が出されることになります。過去の託送収支計算書は、これは開示がなされているものです。かつ費目については、先ほど申しましたとおり相当きめ細かく開示がなされているものと我々認識しております。

一方で、ご指摘いただいています労務単価等については、この開示資料からは確認ができませんので、その部分については今回特別な措置として対応を考えたいということでございます。

それから松村委員から、やむを得ない措置としてではないのかというご指摘をいただきました。我々としても今回は短い期間に同時に数多くの申請者の審査をするという特殊事情があることから、本方式を提案させていただいている。そういう意味では特例的な措置としての提案でございます。この点はご理解いただければと思います。今後は料金値上げの申請があった際には、個別費目の審査を行っていくということになります。

加えまして、セカンドベストの案の透明性を高めるために、今申し上げた労務費についての

特別な措置、あるいは競争入札についてのコミットといったような追加的な措置を検討しているところでございます。

草薙委員からご指摘のありました実際のコストと申請コストの乖離があった場合の修正の変更認可申請の命令についてですけれども、これが実際に出てこなければ改善命令を出すことになります。それでも応じない場合は処罰をするというのがプロセスになっております。

それから樋口委員からご指摘がありました、同じページですね、31ページの超過利潤累積額についての考え方ですが、事後規制の強化として考えていますのは、右上の図でいいますと黒いバーを超える部分につきまして、この部分を引き下げ原資として還元することを義務づけるということでございます。経営効率化額を除いてこの部分を引き下げ原資に、超えた部分を引き下げ原資にあてるということでございます。

今回、特例的に措置の①としてご提案させていただきましたのは、この超えた部分だけではなくて、そういう意味では積み上がった累積額全てを特例的に値下げ原資、引き下げ原資として還元するという措置ですので、事後規制よりも厳しい効率化目標を設定していただくということになります。

私のほうからは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。

ありがとうございました。いろいろなご意見をいただきました。それで恐らく皆さんに共通しているのは、あるいは多くの方に共通しているのは、今回の事務局のご提案がベストなものではないということ。これについては皆さんのご同意を得られるんではないかというふうに思います。

一方で、今、事務局からありましたように、数多くの申請を今回の自由化に向けて処理をしていくというようなことを考えたときに、現状ではこういうご提案をされているわけですけれども、その制約の範囲内で、より皆さんのご意見を反映していくというような形がいいんじゃないかなというふうに思っています。

それは基本的に、今回のご提案にしめされたものだけではなくて、幾つかポイントがあると思います。情報の公開とか、あるいは先ほどの費用配賦の話もそうですね、そういったところについてもできる限り対応していくということが全体としては必要。そういうことによって不透明性をなくしていくと、こういう必要があるのではないかというふうに思っています。

一方で、今ありましたように、先ほど松村委員が冒頭でおっしゃいましたけれども、今回ガス協会は来年の4月からということだったということですが、来年の4月からにしたから今回

は無理だというお話ではなくて、最初から申し上げていたのは、あるいは事務的に言わわれていたのは、来年の4月、あるいはその後であっても、数の多いものを処理していくこと自体の難しさだと思います。先ほどのガス協会のお話とは別に、これを事務的に処理していくことの難しさ、その必要性は感じるところであります。

もしそうだとすると、基本的にこの事務局の提案を基本的に了承いただいた上で、できる限りの透明性と、それから情報の公開、それから皆さんができる限りご納得のいくようなものをつくり上げていくと。これしかないのではないかというふうに思います。

そしてまた重要なことは、最初に前提としてこれがベストではないということありますので、それをいかによいものに変えていくか。あるいは今もご発言ありましたけれども、将来的には個別査定というようなことも視野に入れてやっていくと。こういうようなことではないかというふうに思っています。

事務局とのやりとりの中で、なかなかこの問題、難しいのはわかっているんですけども、ただ時間的な問題もあるというふうに伺っておりますので、一応今のところのまとめは、私が今申し上げたような形にさせていただきたいというふうに思います。それで、また事務局と皆さんの間の意見交換の中でよりよいものをつくっていくと、こういうことでお願いしたいというふうに思います。

ありがとうございます。それでは最後、残りました2番目の論点、論点の3から5までについて、これについてご意見を伺いたいと思います。

橋川委員、どうぞ。

○橋川委員

54ページのところなんですかけれども、片方の人が引くといって、片方が引かないといった場合に、経産大臣が出てきて調整するという話になっていますが、経産大臣ってなっているんですけども、ここがよくわからないんですけど、電力だと広域機関というのがあるわけですよね。ガスについてはそれをつくらないのか。つくらないんだとしたら、その代替措置はどうするのか。きょうの導管のことなんかやっていくときに、これから行政の主体のあり方みたいのが見えなくて、この間、私はむしろ基盤整備課をつくったらしいかという話に対して、松村さんは電力だと広域という道があると。これだから広域をつくれという意味にもとれるわけあります。

いずれにしてもそれを担うその行政の仕組みをどうやってつくっていくのかというところをちゃんと議論しないと、きょう前半で話した導管の整備を担う行政の主体のほうが見えなくなっちゃうんじゃないかなと。

それと、きょうのヒアリングで違和感を感じたのは、一般ガス事業者の方は導管で呼びまし